

青色かながわ

発行所
一般社団法人神奈川県青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
1-9-3 グレース竹和武香館3階
TEL 045-577-0615
FAX 045-577-0618
URL: <https://kanagawa-aoiro.com/>



9月1日より 記帳確認指導会 を開催いたします！

記帳確認指導会では、日々の記帳や集計表・合計残高試算表・減価償却計算書などが適正であるかを確認いたします。確定申告時スムーズに決算申告を行うためには事前準備をしておくことが重要です。確定申告期の混雑時には、記帳指導は行いませんので、この機会に是非お越しください。

特に次に該当する方はお越しください。

- 今年初めて青色申告をする方やブルーリターンA等会計ソフトで記帳をする方
 - 新たに10万円以上の資産（車、建物等）を入れ替え又は新たに取得した方
 - 確定申告指導会に2回以上ご来所した方
 - 合計残高試算表が不一致な方
 - インボイス制度のしくみや登録申請について不安のある方
- 等

* 記帳確認指導会にお持ちいただくもの

1. 記帳している帳簿・月別総括集計表・合計残高試算表
※ブルーリターンAユーザーの方はバックアップデータ又はパソコン
2. 過去3年分の青色申告決算書及び確定申告書（所得税・消費税）の控え
3. 事業で使用している預金通帳
4. 源泉関係の書類（令和4年上半期分と令和3年全期分）
5. 経理処理が分からない取引がある場合は、その関係資料
(車両購入時の注文書、売上明細書等)



※記帳確認指導会（9月～）と決算準備指導会（12月～）に参加いただき事前準備が整っていると認められた方は、確定申告指導の優先予約を受けることができます。

● 消費税 インボイス制度の登録申請受付中

現在当会では、インボイス（適格請求書発行事業者）の登録申請書の提出サポートを行っております。提出をされる方は個人番号と本人確認書類の写しを忘れずにお持ちください。

尚、令和5年1月～3月は確定申告期間となるため、インボイス（適格請求書発行事業者）の登録申請書の提出サポートができません。インボイスの登録申請期限は令和5年3月31日までですが、当会へ提出をされる方は令和4年中までにご協力をお願いいたします。

インボイス制度



Q 現在消費税の課税事業者ですが、適格請求書発行事業者の登録申請は自動的に登録申請されますか？

A 自動的に登録されません。適格請求書発行事業者の登録を受けようとする事業者は課税事業者、免税事業者問わず「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出する必要があります。

Q 適格請求書発行事業者の登録申請すると名前が公表されるということですが、屋号も公表（登録）することができますか？

A 適格請求書発行事業者公表サイトでは登録番号で適格請求書発行事業者に関する公表事項を確認することができます。当サイトで確認できる事項は、氏名、登録番号、登録年月日、となります。「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」を提出することで、公表サイトに屋号や事業所住所を追加で公表（登録）することができます。

着任のごあいさつ



神奈川税務署長

上田 孝佳

残暑の候、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様には、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

この度の人事異動で神奈川税務署長を拝命いたしました上田でございます。前任の高本署長同様、よろしくお願ひいたします。

貴会におかれましては、誠実な記帳に基づく適正申告の推進及び税知識の普及を基本活動に掲げ、記帳確認指導会、決算準備指導会などを開催され、日頃から会員の皆様方への指導・啓発に熱心に取り組んでいただいております。これらの会活動は、税務行政の円滑な運営に欠くことができない大きな役割を果たすものであり、心から敬意を表すとともに、厚く御礼申し上げます。

特に、本年の確定申告期間中には、新型コロナウイルス感染症の収束の目途が見込まれないという厳しい状況下において、税務署の設置している青色コーナーへの従事をはじめ、税理士会による無料相談会の受付業務、会員の

方々に対する適正な申告、電子申告の積極的な推進など、多大なるご支援とご協力をいただきました。これもひとえに仲戸川会長をはじめ、役員、会員及び事務局の皆様のご支援の賜物と、重ねて御礼申し上げます。

さて、令和5年10月から、消費税に適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されることに伴い、適格請求書発行事業者の登録申請書の受付が開始されています。インボイス制度の円滑な導入に向けては、事業者の皆様が制度をよく理解していただき、早めに準備を進めていただくことが重要です。そのため、当局としましても、引き続き貴会のご協力のもと、積極的に周知・広報に取り組んでまいります所存でございます。

結びとなりますが、一般社団法人神奈川青色申告会の益々のご発展及び会員の皆様方のご健勝並びにご事業のご繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

定期人事異動

神奈川税務署

関係職員ご紹介(敬称略)

①出身地 ②趣味等③今年の抱負等

副署長 個人課税担当

佐藤 実花

①東京都 ②温泉めぐり
③皆様と意見交換を重ねながら、更なる協調関係の構築と会活動のバックアップに尽力したいと思います。



総務課長

加藤 芳郎

①北海道 ②散策コース巡り
③コロナ禍においても、より一層の協調関係を構築したいと考えております。よろしくお願ひします。



個人課税第1部門統括官

栗原 和行

①神奈川県 ②スポーツ観戦(家で)
③「やれることはやる」よう頑張ります。よろしくお願ひします。



個人課税第1部門 指導担当上席

渡辺 博司

①神奈川県 ②寺社仏閣めぐり
③20年ぶりに担当することとなりました。謙虚な対応を心掛け頑張ります。



e-Tax 広報担当官

イー タ 君 (平成16年10月1日生)

①東京都千代田区豊が関 ②パソコン・空も飛べる
③マイナちゃんと、e-Taxの普及に向けてがんばります。会員の皆さん、ご協力をお願いします。



| 役職 | 新任者 | | 前任者 | |
|-----------|--------|----------------|--------|-----------------|
| | 氏名 | 前任地 | 氏名 | 発令地 |
| 署長 | 上田 孝佳 | 鶴見署 署長 | 高本 昌宏 | 局総務 広報・専門官(再任用) |
| 個人担当副署長 | 佐藤 実花 | 熊本審判 副審判官 | 岡崎 忠夫 | 仙台中署 開発特官・指特官 |
| 法人担当副署長 | 佐野 弘 | 留任 | 佐野 弘 | 留任 |
| 総務担当副署長 | 五博木 達弥 | 省大臣官房 文書課・課長補佐 | 飯塚 巳喜雄 | 渋谷署 徴収特官・指特官 |
| 総務課長 | 加藤 芳郎 | 鎌倉署 総務課長 | 三角 寛 | 相模原署 法人特官・指特官 |
| 個人課税第1統括官 | 栗原 和行 | 緑署 個人1統括官 | 河野 文秋 | 川崎北署 所得特官・特官 |
| 個人課税指導上席 | 渡辺 博司 | 神奈川署 個人5上席 | 小松 道広 | 横浜中署 所得特官付上席 |

ちょっと待って!

正しい帳簿の記帳や 保存をしていますか?



令和4年の税制改正により、記帳義務を適正に行わない納税者等の税務調査において措置が厳罰化されました。

記帳義務を適正に履行しない納税者等への対応策

■ 所得税及び法人税の税務調査において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者などへの対応策として、必要経費不算入・損金不算入の措置を講じます。

事実の偽装・隠蔽がある又は無申告の年分(事業年度)において、確定申告における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額(原価の額(資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。)、費用の額及び損失の額)は、次の場合を除き、必要経費(損金の額)に算入しない。

- ① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合
(災害等により保存することができなかったことを納税者が証明した場合を含む。)
- ② 帳簿書類等により取引の相手先が明らかである・取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合



※ 納税者が個人の場合は、令和5年分以後の所得税について適用し、納税者が法人の場合は、令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

■ 記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備を未然に抑止するため、過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講じます。

所得税、法人税及び消費税の税務調査において、帳簿(対象範囲:一定の売上に係る帳簿)の提出の求めがあった場合において、次のいずれかに該当するときは、通常課される過少申告加算税・無申告加算税の割合に、10%加重(下記②については、5%加重)する。

- ① 不記帳・不保存であった場合(提出をしなかった場合)
- ② 提出された帳簿について、収入金額の記載が不十分である場合(記載が著しく不十分である場合は①と同じ)

※ 納税者の責めに帰すべき事由がない場合(災害等の場合)は上記の措置は適用しない。

| | | ① 記載不備 (帳簿の保存(提出)あり) | | ① 不記帳・不保存 (不提示・不提出) |
|-----------|--|-------------------------|----------------------------|------------------------|
| | | 年間の所得計算をするには不十分 | 記載不備の程度が著しい ↓ ①と同視する | |
| 加算税の加重割合 | | 加重なし | 5% | 10% |
| 収入金額の記載基準 | | 記載された収入が 3分の2未満 | 記載された収入が 2分の1未満 | 収入全て不記載 (帳簿なし) |

※ 収入金額は営業収入を使用。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用する。

税理士・弁護士による

無料税務・法律相談会

(毎月第1火曜日)

●日程

税務相談 9月6日(火)
10月4日(火)

法律相談 10月4日(火)

●会場 事務局
●相談受付時間 13時～15時
●予約電話番号 045-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。
事前にお電話いただきますようお願いいたします。

港北出張所開設日(月曜日開設)

●開設日 ※9・10月は予約不要です。
9月 5日(月)・12日(月)・26日(月)
10月 3日(月)・17日(月)・24日(月)
31日(月)

●相談受付時間 10時～11時・13時～14時
●電話番号 070-5593-2028
(開設日以外はつながりません)



個人事業税納付期限のお知らせ

個人事業税第1期分

納付期限 令和4年8月31日(水)

[第2期分 納付期限 令和4年11月30日(水)]

県から送付される納税通知書によって、原則として、8月と11月の2回に分けて納めることになっています。ただし、税額が1万円以下のときは、8月にその全額を納めます。

個人事業税とは…個人事業主で法定業種に該当する方が対象となります。

税額の計算は…

(前年の事業から生じる所得金額※－
損失の繰越控除等の額－事業主控除額290万円)
× 標準税率 = 税額

※前年の事業から生じる所得金額は青色申告特別控除を差し引く前の金額になります。また一定の規模以上のアパートや駐車場などを貸し付けている場合も課税対象となります。

【課税対象となる事業】

- 第1種事業 物品販売業、不動産貸付業、運送業、飲食店業、製造業等 (37業種)
- 第2種事業 畜産業、水産業、薪炭製造業 (3業種)
- 第3種事業 医業、弁護士業、税理士業、理容業、美容業、クリーニング業等 (30業種)

※業種等の区分により税率は異なります。

－詳しくは神奈川県ホームページをご覧ください。－

ただけることと思います。



第51回 青色学校が開催されました

新型コロナウイルス感染症の影響により青色学校の開催を令和2年より見合わせてまいりましたが、本年は少人数制で当会事務局にて開催いたしました。
7月14日から26日までの全4回の日程で行われ、7名が受講いたしました。複式簿記の初歩、記帳の基本から決算まで、練習問題に沿って具体的な取引について学習いたしました。
青色学校で勉強したことは、今後の事業の記帳に活かしてい

●会費振替のお知らせ

次回会費の口座振替日は

9月26日(月)

です。

ご指定の預金口座からのお振替となりますので振替日の前日迄に預金残高をご確認下さいますようお願いいたします。
なお、規定により既納の会費はお返しできませんのでご了承願います。

